

『未来の保育と教育－東京未来大学保育・教職センター紀要－特別号』 執筆要綱

『未来の保育と教育－東京未来大学保育・教職センター紀要－特別号』（以下、本紀要）は、主として保育・教育にかかわる実践についての研究成果を掲載することとし（掲載するものを、以下、論文）、年1回発行する。論文執筆の細部については以下によるものとする。

1 執筆資格

- (1) 筆頭執筆論文は1人1篇までとする。
- (2) 以下の者が本紀要に執筆できる。
 - a) 東京未来大学（以下本学）に在籍する専任教職員
 - b) 本学客員教員
 - c) 本学専任教職員、本学客員教員が執筆する論文の共著者となる学外者
 - d) 上記以外の執筆者のみによる論文については、未来の保育と教育編集部（以下、編集部。後述）が適当と認めた者

2 投稿論文の形式

- (1) 原稿は未公開のものに限る。
- (2) 原稿は完全原稿にして、投稿票を添えて編集部提出する。
- (3) 本文の部分は以下のとおりとする。
 - a) 提出原稿は、原則としてMicrosoft Word（2000以降）でA4紙に出力したものとし、併せてデータを提出する。
 - b) 原稿の長さは、1枚を、横書きの場合、23字×39行、縦書きの場合、31字×28行を1枚とし、20枚以内（2段組で10頁以内）とする。この長さに、表題、欧文要旨、図版等も含むものとする。
 - c) 原稿用紙に手書きの場合は、20字×20行でa)に相当する長さまでとする。
 - d) 上記上限の超過ページ分、原稿用紙手書きの原稿、及び2色以上の印刷部分については、必要に応じて執筆者の内の本学専任教員が、その費用を個人研究費、あるいはそれに準ずる資金から負担しなければならない。但し、執筆者に本学専任教員を含まない場合については、その扱いを、編集部の議を経て保育・教職センター長（以下、センター長）が決定し、保育・教職センター管理運営委員会（以下、管理運営委員会）に報告するものとする。
 - e) ワードプロ入力原稿（Microsoft Word2000以降）の場合、感熱紙による提出は認めない。
 - f) 本紀要は、横書き2段組、縦書き2段組を原則とするが、特殊な版組が必要である場合は、編集部に検討を依頼することができる。
- (4) 原稿の1枚目は表紙とし、以下の項目を本文で用いている言語及び欧文を用い、下記順序で記入する。
 - a) 表題（欄外表題は25字以内とし、投稿票の所定欄に指定する）
 - b) 著者名

- c) 所属部局（複数学科が存在する学部の場合、学科名。本学以外の場合は所属機関名も）
- d) キーワード
- e) 原稿提出年月日

- (5) 論文には、和文または外国語による要旨を付すこととする。要旨は、和文の場合 400 字程度、外国語の場合 200 語程度とする。なお、シンポジウム記録などについては、この限りではない。
- (6) 投稿者は、提出原稿以外に、必ず原稿のコピーを取っておくこととする。

3 図、表、写真

- (1) 提出する図、表は、原則として Microsoft Word（2000 以降）、Excel（2000 以降）で作成するもの、またはそれらに挿入できる形式のものとし、データファイルと印刷用版下を提出するほか、併せて PDF ファイルも提出する。
- (2) 写真は一色刷か多色刷りかを指定した上で、原則としてデジタルデータファイルを提出するほか、出力したものに必要に応じてトリミングの指示をする。
- (3) 図、表、写真は本文の欄外に挿入位置を指示するか、あるいはワードファイルに挿入するものとする。図、表、写真にはそれぞれ図 1、図 2、...、表 1、表 2、... のように通し番号をつけ、必ず縮小率と天地を指定する。
- (4) 図、表、写真の説明は、必要があれば別紙に記す。
- (5) 提出する写真のデジタルデータは、なるべく解像度の高いものとする。

4 校正

- (1) 校正は、著者が責任を持って行う。
- (2) 校正は、原則として、誤植の訂正とし、語句、文章の加除はしないこととする。
- (3) 校正は、原則として二校までとする。

5 著作権

- (1) 本紀要に投稿された原稿の著作権は、原稿執筆者に属する。ただし図版などはこの限りではない。
- (2) 投稿原稿以外の記事・抄録などの著作権は本学に属する。
- (3) 本紀要をインターネット上で公開する場合は、論文の著作権者の承諾を得ることとする。

6 未来の教育と保育編集部

- (1) 部長をセンター長とし、部員は部長の指名により管理運営委員会委員から数名を任じる。
- (2) 部員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

7 その他

- (1) 本紀要に論文を投稿掲載する際、必要に応じて本学の研究倫理不正等防止委員会に審査を申請する。
- (2) この要綱の改正は、管理運営委員会の議を経てセンター長が行う。